



鳥取県公報

平成 19 年 9 月 28 日 (金)
号外第 1 4 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則 (84) (税務課) 4
	鳥取県会計規則の一部を改正する規則 (85) (指導管理課) 8
	鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (86) (福祉保健課) . . . 14
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (87) (住宅政策課) 19
	鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則 (88) (道路企画課) . . 26

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県税条例施行規則等の一部改正について

- 1 規則の改正理由
郵政民営化法等の施行に伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
 - (1) 鳥取県税条例施行規則の一部改正
 - ア 郵便振替の方法による個人の事業税等の納付に係る規定を削る。
 - イ 規則中、郵便局に係る規定を削り、又は郵便貯金銀行に改める等規定の整備を行う。
 - ウ 規則中、郵便貯金に係る規定を削る。
 - エ その他所要の規定の整備を行う。
 - (2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正
 - ア 条文中引用している国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の題名を改める。
 - イ 市町村の廃置分合等があった場合の日本郵政公社有資産所在市町村納付金の納付を求める権利の承継に係る規定を削る。
 - (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年10月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県会計規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
 - (1) 郵政民営化法等の施行に伴い、所要の改正を行う。
 - (2) 県税の還付を受ける者にわかりやすくするため、従来別々に送付していた県税の還付通知書と隔地払の支払通知書を税務課長等により一括して送付するように改める。
- 2 規則の概要
 - (1) 規則中、日本郵政公社及び郵便貯金に係る規定を削る。
 - (2) 郵便振替の方法による歳入の納付に係る規定を削る。
 - (3) 当分の間、郵便貯金銀行における歳入の納付について所要の措置を講ずる。
 - (4) 県税の還付に係る隔地払の支払通知書は、出納長の指定する者（現行 統轄店及び指定出納取扱店）が送付する。
 - (5) その他所要の規定の整備を行う。
 - (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年10月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
証券取引法の一部改正及び郵政民営化法等の施行に伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
 - (1) 証券取引法の一部改正に伴い、規則中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券会社」を「金融商品取引業者」に改める。
 - (2) 劇場、映画館又は演芸場等の公共的施設（以下「公共的施設」という。）のうち一定規模以上のものの新築等に係る届出義務等の規定が適用されない者から日本郵政公社を削る。
 - (3) 障害者自立支援法（以下「法」という。）の施行に伴う施設体系の見直し等により、公共的施設のうち

社会福祉施設について、次の表の左欄に掲げる施設を同表の右欄に掲げる施設に改める。

現行	改正後
身体障害者更生援護施設 精神障害者社会復帰施設 知的障害者援護施設	ア 身体障害者社会参加支援施設 イ 障害者福祉サービス（生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助に限る。）を行う事業所 ウ 障害者支援施設 エ 地域活動支援センター オ 福祉ホーム ----- (平成23年3月31日までの経過措置) カ 法の経過措置の適用を受ける身体障害者更生援護施設 キ 法の経過措置の適用を受ける精神障害者社会復帰施設 ク 法の経過措置の適用を受ける知的障害者援護施設
老人保健法に規定する老人保健施設	介護保険法に規定する介護老人保健施設

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年9月30日とする。ただし、(2)は同年10月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、入居の承継の承認を得られない同居者について6月以内の暫定居住期間を設けることができることとされたこと、及び郵政民営化法等の施行に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 入居の承継の承認を得られない同居者に係る次の承認に関する手続を定める。

ア 県営住宅の6月以内の居住の承認

イ 県営住宅駐車場の6月以内の使用の承認

(2) 家賃等の納付方法等に関する規定中、郵便局及び郵便為替に関する規定を削る。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布の日とする(3)の一部を除き、平成19年10月1日とする。

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部改正について

1 規則の改正理由

(1) 郵政民営化法等の施行に伴い、日本郵政公社が廃止され、郵便の業務は郵便事業株式会社が行うこととなることにかんがみ、当該業務の用に供するための道路の占用に係る占用料の減免を廃止する。

2 規則の概要

(1) 日本郵政公社が日本郵政公社法に規定する業務の用に供するための道路の占用に係る占用料の減免に関する規定を削る。

(2) 施行期日は、平成19年10月1日とする。

規 則

鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第84号

鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則

第1条 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（口座振替の方法による個人の事業税等の納付）</p> <p>第14条の2 個人の行う事業に対する事業税又は自動車税を施行令第155条の規定による口座振替の方法（第50条において「<u>口座振替の方法</u>」という。）によって納付しようとする者は、第11号様式の4による<u>県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書</u>を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の規定による依頼書の提出があったときは、納付書又は納付書の記載事項を記録した磁気テープ等（磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）をその者が<u>預金口座を設けている指定金融機関等に直接送付</u>しなければならない。</p> <p>（証明書の交付）</p> <p>第50条 略</p>	<p>（口座振替又は自動払込みの方法による個人の事業税等の納付）</p> <p>第14条の2 個人の行う事業に対する事業税又は自動車税を施行令第155条の規定による口座振替の方法又は施行令第155条の2の規定による郵便振替（<u>継続して郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金（第3項において「通常郵便貯金」という。）の一部を払込金に振り替えてする払込みによるものに限る。</u>）の方法（第50条において「<u>口座振替等の方法</u>」という。）によって納付しようとする者は、第11号様式の4による<u>県税納付書送付依頼書兼県税口座振替（自動払込み）依頼書</u>を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の規定による依頼書の提出があったときは、納付書又は納付書の記載事項を記録した磁気テープ等（磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）をその者が<u>預金口座を設け、又は通常郵便貯金をしている指定金融機関等に直接送付</u>しなければならない。</p> <p>（証明書の交付）</p> <p>第50条 略</p>

- 2 前項の規定により交付する証明書の有効期限は、当該証明書交付後最初に到来する自動車税の納期限の前日とする。ただし、当該証明書交付後最初に到来する自動車税の納期限から当該年の7月15日までの間に道路運送車両法による自動車検査証の有効期間の満了日が到来する自動車に係る自動車税を口座振替の方法により納付する納税者に交付する同項の証明書の有効期限は、当該年の6月20日とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、所長は、自動車税に係る納税通知書又は納付書を納税者（口座振替の方法により自動車税を納付する者を除く。）に交付する際に当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないときに限り、道路運送車両法第97条の2第1項の規定によって呈示する当該自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面（以下この条において「呈示書面」という。）として、有効期限を当該年度の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書を交付するものとする。この場合において、当該証明書は、出納員又は指定金融機関等若しくは条例第6条第1項第2号に掲げる知事が収納の事務を委託した者の領収印が押印されたときに、その効力を生ずるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、所長は、口座振替の方法により自動車税を納付する納税者が当該年度分の自動車税の納期限において現に滞納がないときに限り、呈示書面として、有効期限を当該年度の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書（当該納税者が第14条の2第2項の規定により磁気テープ等が送付されている指定金融機関等に自動車税を納付する場合にあっては、第64号様式の3による証明書）を交付するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、当該年度の翌年度（以下この項において「翌年度」という。）分の自動車税の納期限から翌年度の7月15日までの間に道路運送車両法による自動車検査証の有効期間の満了日が到来する自動車に係る自動車税を口座振替の方法により納付する納税者に交付する前項の証明書の有効期限は、翌年度の6月20日とする。

様式目次

- 1 略
2 賦課徴収関係

第2号様式～第11号様式の3 略

- 2 前項の規定により交付する証明書の有効期限は、当該証明書交付後最初に到来する自動車税の納期限の前日とする。ただし、当該証明書交付後最初に到来する自動車税の納期限から当該年の7月15日までの間に道路運送車両法による自動車検査証の有効期間の満了日が到来する自動車に係る自動車税を口座振替等の方法により納付する納税者に交付する同項の証明書の有効期限は、当該年の6月20日とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、所長は、自動車税に係る納税通知書又は納付書を納税者（口座振替等の方法により自動車税を納付する者を除く。）に交付する際に当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないときに限り、道路運送車両法第97条の2第1項の規定によって呈示する当該自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面（以下この条において「呈示書面」という。）として、有効期限を当該年度の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書を交付するものとする。この場合において、当該証明書は、出納員又は指定金融機関等、郵便局若しくは条例第6条第1項第3号に掲げる知事が収納の事務を委託した者の領収印が押印されたときに、その効力を生ずるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、所長は、口座振替等の方法により自動車税を納付する納税者が当該年度分の自動車税の納期限において現に滞納がないときに限り、呈示書面として、有効期限を当該年度の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書（当該納税者が第14条の2第3項の規定により磁気テープ等が送付されている指定金融機関等に自動車税を納付する場合にあっては、第64号様式の3による証明書）を交付するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、当該年度の翌年度（以下この項において「翌年度」という。）分の自動車税の納期限から翌年度の7月15日までの間に道路運送車両法による自動車検査証の有効期間の満了日が到来する自動車に係る自動車税を口座振替等の方法により納付する納税者に交付する前項の証明書の有効期限は、翌年度の6月20日とする。

様式目次

- 1 略
2 賦課徴収関係

第2号様式～第11号様式の3 略

第11号様式の4 県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書 第12号様式～第45号様式 略 3～12 略	第11号様式の4 県税納付書送付依頼書兼県税口座振替(自動払込み)依頼書 第12号様式～第45号様式 略 3～12 略
--	---

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の様式の欄に掲げる様式中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

様式	改正前	改正後
第1号様式その1から第1号様式その5まで	取りまとめ局	郵便貯金銀行(取りまとめ店)
第1号様式その6	取りまとめ局	郵便貯金銀行(取りまとめ店)
	金融機関・郵便局	金融機関
第1号様式の2その1	取りまとめ局	郵便貯金銀行(取りまとめ店)
第1号様式の2その2	取りまとめ局	郵便貯金銀行(取りまとめ店)
	鳥取県収納代理金融機関 鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県の区域内の郵便局	鳥取県収納代理金融機関
第1号様式の2その3	取りまとめ局	郵便貯金銀行(取りまとめ店)
第1号様式の3その1及び第1号様式の3その3	取りまとめ局	郵便貯金銀行(取りまとめ店)
第1号様式の3その6	取りまとめ局	郵便貯金銀行(取りまとめ店)
	鳥取県収納代理金融機関 鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県の区域内の郵便局	鳥取県収納代理金融機関
第1号様式の3その7	取りまとめ局	郵便貯金銀行(取りまとめ店)
	金融機関・郵便局	金融機関
	鳥取県収納代理金融機関 鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県の区域内の郵便局	鳥取県収納代理金融機関
第1号様式の3その10、第1号様式の4及び第5号様式の2その1	取りまとめ局	郵便貯金銀行(取りまとめ店)
第11号様式の4	県税納付書送付依頼書兼県税口座振替(自動払込み)依頼書	県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書
	銀行・金庫 本店・支店 農協・漁協 本所・支所 様 郵便局	銀行・金庫 本店・支店 様 農協・漁協 本所・支所
	取扱金融機関又は郵便局	取扱金融機関
	銀行、	銀行(ゆうちょ銀行を除く。)、
	郵便局を	ゆうちょ銀行を
第50号様式及び第61号様式	取りまとめ局	郵便貯金銀行(取りまとめ店)

第3条 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後										改正前										
別表第2（第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係）										別表第2（第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係）										
個別職員に係る事務処理権限										個別職員に係る事務処理権限										
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	
	種 類	内 容	専 決 権 者			委 任 決 断 権 者					知 事	種 類	内 容	専 決 権 者			委 任 決 断 権 者			
			部 長	課 長	地 方 機 関 の 長	部 長	課 長	地 方 機 関 の 長						部 長	課 長	地 方 機 関 の 長				
略	略								略	略										
税 務 課	略								税 務 課	略										
二	国有資産 等所在市町 村交付金法 施行令（昭 和19年政令 第107号） 第4条の規 定により地 方税法の例 によるもの とされた同 法に基づく 知事の権限 に属する事 務	1 同法第8条の2 第2項の規定によ る消滅市町村の国 有資産等所在市町 村交付金の交付を 求める権利につい ての申出に対する 決定							二	国有資産 等所在市町 村交付金及 び貯付金に 関する法律 施行令（昭 和19年政令 第107号） 第4条の規 定により地 方税法の例 によるもの とされた同 法に基づく 知事の権限 に属する事 務	1 同法第8条の2 第2項の規定によ る消滅市町村の国 有資産等所在市町 村交付金の交付又 は日本郵政公社有 資産所在市町村並 に貯付金を交付を 求める権利につい ての申出に対する 決定									
		2 同法第8条の3 第2項において準 用する同法第8条 の2第2項の規定 による旧市町村の 地方団体の国有資 産等所在市町村交 付金の交付を求め る権利についての 申出に対する決定									2 同法第8条の3 第2項において準 用する同法第8条 の2第2項の規定 による旧市町村の 地方団体の国有資 産等所在市町村交 付金の交付又は日 本郵政公社有資産 所在市町村並に貯 付金の交付を求め る権利についての 申出に対する決定									
三-九 略										三-九 略										
略										略										

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の鳥取県税条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、同条の規定による改正後の鳥取県税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第85号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 収入</p> <p> 第1節～第6節 略</p> <p> 第7節（第27条 <u>第32条</u>）</p> <p> <u>第8節</u> 雑則</p> <p>第3章～第12章 略</p> <p>附則</p> <p>（文書による納入の通知）</p> <p>第14条 知事又は出納機関の長は、調定（次に掲げる歳入の調定を除く。）をした場合には、直ちに納入通知書（様式第1号）を作成して、納入者に送付しなければならない。ただし、納入者から第18条の2の規定による口座振替の方法によって歳入を納付する旨の届出があったときは、納入通知書又は納入通知書の記載事項を記録した磁気テープ等（磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）をその者が預金口座を<u>設けてい</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 収入</p> <p> 第1節～第6節 略</p> <p> 第7節（第27条 <u>第30条</u>）</p> <p> <u>第8節</u> 郵便局の窓口における収入（第31条・第32条）</p> <p> <u>第9節</u> 雑則</p> <p>第3章～第12章 略</p> <p>附則</p> <p>（文書による納入の通知）</p> <p>第14条 知事又は出納機関の長は、調定（次に掲げる歳入の調定を除く。）をした場合には、直ちに納入通知書（様式第1号）を作成して、納入者に送付しなければならない。ただし、納入者から第18条の2の規定による口座振替の方法又は<u>第18条の3の規定による自動振込みの方法</u>によって歳入を納付する旨の届出があったときは、納入通知書又は納入通知書の記載事項を記録した磁気テープ等（磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をい</p>

<p>る指定金融機関等に直接送付しなければならない。</p> <p>(1)~(5) 略 2及び3 略</p> <p>(口座振替の方法による納付の方法) 第18条の2 指定金融機関等に預金口座を設けている納入者で令第155条の規定により口座振替の方法によって歳入を納付しようとするものは、当該指定金融機関等に対する口座振替の依頼に併せて、次に掲げる事項を知事又は出納機関の長に届け出なければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略 (3) 預金口座を設けている指定金融機関等の名称並びに当該預金の種類及び預金口座番号(郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)に預金口座を設けている納入者^{にあっては、通帳の記号番号}) (4) 略</p> <p>(口頭、掲示その他の方法による納入の通知に係る納付の方法) 第18条の3 略</p>	<p>う。以下同じ。)をその者が預金口座を設け、又は郵便貯金法(昭和22年法律第144号)第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金(以下「通常郵便貯金」という。)をしている指定金融機関等に直接送付しなければならない。</p> <p>(1)~(5) 略 2及び3 略</p> <p>(口座振替の方法による納付の方法) 第18条の2 指定金融機関等(収納代理金融機関のうち日本郵政公社を除く。以下この条において同じ。)に預金口座を設けている納入者で令第155条の規定により口座振替の方法によって歳入を納付しようとするものは、当該指定金融機関等に対する口座振替の依頼に併せて、次に掲げる事項を知事又は出納機関の長に届け出なければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略 (3) 預金口座を設けている指定金融機関等の名称並びに当該預金の種類及び預金口座番号</p> <p>(4) 略</p> <p>(自動払込みによる納付の方法) 第18条の3 収納代理金融機関(日本郵政公社に限る。以下この条において同じ。)に通常郵便貯金をしている納入者で、令第155条の2の規定による郵便振替(継続して通常郵便貯金の一部を払込金に振り替えてする払込みによるものに限る。)の方法(以下「自動払込みの方法」という。)によって歳入を納付しようとするものは、当該収納代理金融機関に対する自動払込みの依頼に併せて、次に掲げる事項を知事又は出納機関の長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 住所及び氏名 (2) 自動払込みの方法により納付しようとする歳入の内容 (3) 通帳の記号番号 (4) その他知事が特に必要と認める事項</p> <p>(口頭、掲示その他の方法による納入の通知に係る納付の方法) 第18条の4 略</p>
---	---

(指定金融機関等の収納)

第27条 指定金融機関等は、次に掲げる場合には、歳入金を収納することができる。

- (1) 略
(2) 略

(3) 略

(4) 知事又は出納機関の長から第14条第1項ただし書(第15条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)又は鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)第14条の2第2項の規定による納入通知書又は磁気テープ等の送付があったとき。

2 指定金融機関等は、歳入金の納付を受けたときは、これを領収の上、知事又は出納機関の長から第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第2項の規定による磁気テープ等の送付があった場合を除き、領収証書を納入者に交付しなければならない。ただし、知事又は出納機関の長から第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第2項の規定による納入通知書の送付があった場合であって、あらかじめ納入者の承諾を得たときは、領収証書の交付を要しないものとする。

3 指定代理金融機関又は収納代理金融機関は、歳入金の納付を受けたときは、収納金払込書(様式第10号)及び収納金集計票(様式第11号)に、収納した現金及び領収済通知書を添えて、知事が指定する指定金融機関の店舗に納付しなければならない。ただし、第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第2項の規定により送付された磁気テープ等に係る歳入金の納付を受けた場合には、収納金払込書に、収納した現金及び当該磁気テープ等に収納等の状況を記録したもの(以下「収納記録磁気テープ等」という。)を添えて、統轄店に納付しなければならない。

4及び5 略

6 指定金融機関は、第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第2項の規定により送付された磁気テープ等に係る歳入金の納付を受けた場合には、収納金報告書(様式第12号の2)に、収納記録磁気テープ等を添えて統轄店に送付しなければならない。

7～10 略

(指定金融機関等の収納)

第27条 指定金融機関等は、次に掲げる場合には、歳入金を収納することができる。

(1) 略

(1)の2 略

(2) 取りまとめ郵便局から窓口において収納した歳入金に係る領収済通知書の送付を受けたとき。

(3) 略

(4) 知事又は出納機関の長から第14条第1項ただし書(第15条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)又は鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)第14条の2第3項の規定による納入通知書又は磁気テープ等の送付があったとき。

2 指定金融機関等は、歳入金の納付を受けたときは、これを領収の上、知事又は出納機関の長から第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第3項の規定による磁気テープ等の送付があった場合を除き、領収証書を納入者に交付しなければならない。ただし、知事又は出納機関の長から第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第3項の規定による納入通知書の送付があった場合であって、あらかじめ納入者の承諾を得たときは、領収証書の交付を要しないものとする。

3 指定代理金融機関又は収納代理金融機関は、歳入金の納付を受けたときは、収納金払込書(様式第10号)及び収納金集計票(様式第11号)に、収納した現金及び領収済通知書を添えて、知事が指定する指定金融機関の店舗に納付しなければならない。ただし、第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第3項の規定により送付された磁気テープ等に係る歳入金の納付を受けた場合には、収納金払込書に、収納した現金及び当該磁気テープ等に収納等の状況を記録したもの(以下「収納記録磁気テープ等」という。)を添えて、統轄店に納付しなければならない。

4及び5 略

6 指定金融機関は、第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第3項の規定により送付された磁気テープ等に係る歳入金の納付を受けた場合には、収納金報告書(様式第12号の2)に、収納記録磁気テープ等を添えて統轄店に送付しなければならない。

7～10 略

	<p style="text-align: center;"><u>第 8 節 郵便局の窓口における収入</u></p> <p>(郵便局の窓口における収納)</p> <p><u>第31条 知事は、郵便局の窓口において郵便振替口座に歳入金</u>の納付があった場合において、取りまとめ郵便局から領収済通知書に、<u>公金振替払込高通知書を添えて送付を受けたときは、指定金融機関に払込みの手続をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>知事は、指定金融機関を郵便振替法（昭和23年法律第60号）第10条の規定による代理署名人（以下「代理署名人」という。）とすることができる。</u></p> <p>3 <u>代理署名人に指定された指定金融機関は、郵便局の窓口において収納した歳入金について、郵便振替払込金受払整理簿（様式第45号）を備えなければならない。</u></p> <p>第32条 削除</p>
<p>第31条及び第32条 削除</p> <p style="text-align: center;"><u>第 8 節 略</u></p> <p>(隔地払)</p> <p>第53条 出納長は、前条第1項若しくは第3項又は次条に規定する場合を除くほか、隔地にいる債権者から支払の請求があったときは、<u>指定出納取扱店又は出納取扱店をしてその支払をさせなければならない。</u></p> <p>2 前項の場合において、出納長は、別に定める歳出金支払通知書を統轄店及び指定出納取扱店を経由して債権者に送付しなければならない。<u>ただし、県税の還付について令第165条の7の規定により支出の手続の例によって支払通知書を送付する場合は、出納長の指定する者に送付させるものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(歳出金支払通知書の再発行)</p> <p>第59条 債権者は、歳出金支払通知書を亡失し、又は損傷したときは、<u>歳出金支払通知書を送付した指定出納取扱店（第53条第2項ただし書の規定により出納長の指定する者が支払通知書を送付した場合）</u>あっては、<u>庶務集中局長が別に定める指定出納取扱店</u>の現金支払未済の証明のある歳出金支払通知書再発行請求書（様式第21号）により、出納長に再発</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 9 節 略</u></p> <p>(隔地払)</p> <p>第53条 出納長は、前条第1項若しくは第3項又は次条に規定する場合を除くほか、隔地にいる債権者から支払の請求があったときは、<u>指定出納取扱店をしてその支払をさせなければならない。</u></p> <p>2 前項の場合において、出納長は、別に定める歳出金支払通知書を統轄店及び指定出納取扱店を経由して債権者に送付しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(歳出金支払通知書の再発行)</p> <p>第59条 債権者は、歳出金支払通知書を亡失し、又は損傷したときは、<u>歳出金支払通知書を送付した指定出納取扱店の現金支払未済の証明のある歳出金支払通知書再発行請求書（様式第21号）</u>により、出納長に再発行の請求をしなければならない。</p>

行の請求をしなければならない。

2 略

3 出納長は、第1項の請求を受けたときは、当初発行した歳出金支払通知書と同一内容の歳出金支払通知書を作成し、欄外に再発行の年月日及び再発行の旨を記載して、統轄店及び指定出納取扱店を經由して債権者に送付しなければならない。ただし、県税の還付について令第165条の7の規定により支出の手続の例によって再発行の支払通知書を送付する場合は、出納長の指定する者に送付させるものとする。

(指定出納取扱店等における隔地払)

第62条 指定出納取扱店は、出納長から隔地払に係る支払の命令を受けたときは、統轄店から交付を受けた資金を別段預金勘定に受け入れるとともに、歳出金支払通知書を確実な方法により速やかに債権者に送付しなければならない。ただし、県税の還付に係る隔地払については、令第165条の7の規定により支出の手続の例によって発行する支払通知書は、出納長の指定する者に送付させるものとする。

2 略

(資金前渡のできる経費)

第70条 資金の前渡をすることができる経費は、令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 郵便貯金銀行の預金口座に経費を払い込まなければならない場合の当該経費

(10)及び(11) 略

(現金及び有価証券の保管)

第91条 出納長、出納員又は分任出納員は、その手許に保管する現金及び有価証券は、これを堅固な容器に保管し、その鍵は自ら保管しなければならない。ただし、特別の理由がある場合においては、現金を確実な金融機関に預金し、又は有価証券を指定金融機関に寄託して、これを保管することができる。

2～4 略

(帳簿の備付け等)

第160条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める帳簿を備えなければならない。

2 略

3 出納長は、第1項の請求を受けたときは、当初発行した歳出金支払通知書と同一内容の歳出金支払通知書を作成し、欄外に再発行の年月日及び再発行の旨を記載して、統轄店及び指定出納取扱店を經由して債権者に送付しなければならない。

(指定出納取扱店等における隔地払)

第62条 指定出納取扱店は、出納長から隔地払に係る支払の命令を受けたときは、統轄店から交付を受けた資金を別段預金勘定に受け入れるとともに、歳出金支払通知書を確実な方法により速やかに債権者に送付しなければならない。

2 略

(資金前渡のできる経費)

第70条 資金の前渡をすることができる経費は、令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1)～(8) 略

(9) 郵便振替の方法により支払わなければならない経費

(10)及び(11) 略

(現金及び有価証券の保管)

第91条 出納長、出納員又は分任出納員は、その手許に保管する現金及び有価証券は、これを堅固な容器に保管し、その鍵は自ら保管しなければならない。ただし、特別の理由がある場合においては、現金を郵便局又は確実な金融機関に預金し、又は有価証券を指定金融機関に寄託して、これを保管することができる。

2～4 略

(帳簿の備付け等)

第160条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める帳簿を備えなければならない。

(1)~(4) 略	(1)~(4) 略
2 略	(5) <u>指定金融機関 郵便振替払込金受払整理簿</u>
様式目次	2 略
(1)~(4) 略	様式目次
(5) 帳簿等関係	(1)~(4) 略
様式第41号~様式第44号 略	(5) 帳簿等関係
様式第45号 <u>削除</u>	様式第41号~様式第44号 略
様式第46号及び様式第47号 略	様式第45号 <u>郵便振替払込金受払整理簿</u>
	様式第46号及び様式第47号 略

第2条 鳥取県会計規則の一部を次のように改正する。

様式第45号を次のように改める。

様式第45号 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県会計規則(以下「規則」という。)第27条第3項本文の規定にかかわらず、当分の間、収納代理金融機関(郵便貯金銀行(郵政民営化法第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。))に限る。)は、歳入金の納付を受けたときは、知事が別に定める書面に、収納した現金及び領収済通知書を添えて、知事が指定する指定金融機関の店舗に納付することができる。この場合において、指定金融機関は、当該歳入金の納付があったときは、収納証票送付書に、収納金集計票及び領収済通知書を添えて統轄店(規則第2条第4号に規定する統轄店をいう。以下同じ。)に送付しなければならない。
- 3 統轄店は、前項の領収済通知書の送付を受けたときは、別に定めるものを除くほか、領収済通知書を知事及び出納長に送付しなければならない。
- 4 知事は、当分の間、郵便貯金銀行において振替口座に歳入金の納付があった場合において、郵便貯金銀行から知事が別に定める書面を添えて当該歳入金の領収済通知書の送付を受けたときは、指定金融機関に払込みの手続をしなければならない。
- 5 知事は、当分の間、指定金融機関を知事に代わって振替及び払出しの請求その他郵便貯金銀行の定める請求又は届出をすることができる代理署名人(以下「代理署名人」という。)とすることができる。
- 6 代理署名人に指定された指定金融機関は、当分の間、郵便貯金銀行において収納した歳入金について、知事が別に定める振替払込金受払整理簿(郵便貯金銀行用)を備えなければならない。

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第86号

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条、第5条関係）		別表第1（第2条、第5条関係）	
1 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）		1 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号。 <u>以下「法」という。</u> ）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）	
公共的施設	特定公共的施設	公共的施設	特定公共的施設
略		略	
7 社会福祉施設その他これに類する施設のうち次に掲げるもの	すべてのもの	7 社会福祉施設その他これに類する施設のうち次に掲げるもの	すべてのもの
(1) 略		(1) 略	
(2) <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設</u>		(2) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設</u>	
(3) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設</u>			
(4) <u>障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることがで</u>		(3) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第</u>	

<p>きることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第24条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第6条第4項に規定する老人保健施設であって介護保険法施行法第8条第1項の規定によりその開設者が介護保険法第94条第1項の開設の許可を受けた者とみなされたものを含む。）</u></p> <p>(13) <u>障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害者福祉サービス（生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助に限る。）を行う事業所、同条第12項に規定する障害者支援施設、同条第21項に規定する地域活動支援センター及び同条第22項に規定する福祉ホーム</u></p>		<p>1項に規定する精神障害者社会復帰施設</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条に規定する知的障害者援護施設</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) <u>老人保健法（昭和57年法律第80号）第6条第4項に規定する老人保健施設</u></p>	
<p>略</p> <p>15 金融機関等の営業又は事務の用に供する施設のうちに掲げるもの（以下「金融機関等」という。）</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>すべてのもの</p>	<p>略</p> <p>15 金融機関等の営業又は事務の用に供する施設のうちに掲げるもの（以下「金融機関等」という。）</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>すべてのもの</p>

(3) <u>金融商品取引法</u> （昭和23年法律第25号）第2条第9項に規定する <u>金融商品取引業者</u> の本店その他の営業所 (4)～(9) 略	
16 公益事業の用に供する施設のうち次に掲げるもの (1)及び(2) 略 (3) <u>電気通信事業法</u> （昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する <u>認定電気通信事業者</u> が同項に規定する <u>認定電気通信事業</u> の用に供する事務所	すべてのもの
略	

2～4 略

別表第2（第3条関係）

1 建築物

項目	技術的細目
略	
2 廊下その他 これに類するもの（以下「廊下等」という。）	(1)及び(2) 略 (3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。こと。 ア及びイ 略 ウ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（特殊な構造又は使用形態のエレベーターで建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号の規定

(3) <u>証券取引法</u> （昭和23年法律第25号）第2条第9項に規定する <u>証券会社</u> の本店その他の営業所 (4)～(9) 略	
16 公益事業の用に供する施設のうち次に掲げるもの (1)及び(2) 略 (3) <u>電気通信事業法</u> （昭和59年法律第86号）第6条第2項に規定する第1種 <u>電気通信事業</u> の用に供する事務所	すべてのもの
略	

2～4 略

別表第2（第3条関係）

1 建築物

項目	技術的細目
略	
2 廊下その他 これに類するもの（以下「廊下等」という。）	(1)及び(2) 略 (3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。こと。 ア及びイ 略 ウ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（特殊な構造又は使用形態のエレベーターで建築基準法施行令第129条の3第2項第1号の規定により国土交通大臣が定め

	<p>により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの（昇降行程が2.5メートル以下の昇降機又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降する昇降機で、かごの定格速度が15メートル以下で、かつ、その床面積が2.25平方メートル以下のものに限る。）で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>工 略 (4)及び(5) 略</p>
--	--

	<p>た構造方法を用いるもの（昇降行程が2.5メートル以下の昇降機又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降する昇降機で、かごの定格速度が15メートル以下で、かつ、その床面積が2.25平方メートル以下のものに限る。）で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>工 略 (4)及び(5) 略</p>
--	--

略	
10 敷地内通路	<p>(1)～(3) 略 (4) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地（<u>建築基準法</u>第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下「道等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>ア及びイ 略 (5)及び(6) 略</p>
略	

略	
10 敷地内通路	<p>(1)～(3) 略 (4) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地（<u>法</u>第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下「道等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>ア及びイ 略 (5)及び(6) 略</p>
略	

2～4 略

別表第4（第9条関係）

- 1 略
- 2 略
- 3 略

2～4 略

別表第4（第9条関係）

- 1 略
- 2 日本郵政公社
- 3 略
- 4 略

<u>4</u> 略	<u>5</u> 略
<u>5</u> 略	<u>6</u> 略
<u>6</u> 略	<u>7</u> 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。ただし、別表第4の改正は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害者福祉サービス（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を行う事業所又は同条第21項に規定する地域活動支援センターであって、小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）から移行したものについては、当分の間、改正後の鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則別表第1の1の7の項(13)の規定を適用せず、なお従前の例による。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第87号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加え、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（入居の申込書等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付（第2号に掲げる書類にあっては提示）しなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）<u>第1条第3号イからホ</u>までに規定する者（以下「控除対象者」という。）がある場合において、前号の書類で控除対象者の証明ができないときは、これを証明する書類</p> <p>（3）～（6） 略</p> <p>3～5 略</p> <p>（連帯保証人）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 条例第9条第2項の規定により請書への連帯保証人の連署を免除することができる場合は、入居決定者が次に掲げる者である場合とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 第3条の2第2項の規定に該当する者</p> <p>（3） 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>（入居の申込書等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付（第2号に掲げる書類にあっては提示）しなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）<u>第1条第3号イからハ</u>までに規定する者（以下「控除対象者」という。）がある場合において、前号の書類で控除対象者の証明ができないときは、これを証明する書類</p> <p>（3）～（6） 略</p> <p>3～5 略</p> <p>（連帯保証人）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 条例第9条第2項の規定により請書への連帯保証人の連署を免除することができる場合は、入居決定者が次に掲げる者である場合とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 第3条の2第2項<u>第1号又は第2号</u>の規定に該当する者</p> <p>（3） 略</p> <p>3～5 略</p>

(入居の承継の承認)

第6条の3 同居者は、条例第9条の3第1項の規定により入居の承継の承認を受けようとするときは、当該入居の承継の原因たる事実発生後速やかに県営住宅入居承継承認申請書(様式第10号の3)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第9条の3第1項の規定により入居の承継の承認をしたときは、県営住宅入居承継承認書(様式第10号の4)を申請者に交付するものとする。

(暫定居住の承認)

第6条の3の2 同居者は、条例第9条の3第4項後段の規定により6月以内の居住の承認を受けようとするときは、入居者の死亡又は退去の事実発生後速やかに県営住宅暫定居住承認申請書(様式第10号の4の2)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第9条の3第4項の規定により6月以内の居住の承認をしたときは、県営住宅暫定居住承認書(様式第10号の4の3)を申請者に交付するものとする。

(家賃等の納付の方法)

第7条 条例第10条第4項(条例第21条第3項及び第21条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃及び条例第24条の19において準用する条例第10条第4項の規定による駐車場使用料(条例第24条の16第1項に規定する駐車場使用料をいう。以下同じ。)の納付は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第155条の規定による口座振替の方法(以下「口座振替の方法」という。)によって納付する場合を除き、納入通知書によりしなければならない。

2 家賃を口座振替の方法によって納付しようとする者は、県営住宅家賃口座振替依頼書(様式第10号の7)を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に、県営住宅家賃納入通知書等送付依頼書(様式第10号の8)を知事に、それぞれ、提出しなければならない。

(入居の承継の承認)

第6条の3 同居者は、条例第9条の3の規定により入居の承継の承認を受けようとするときは、当該入居の承継の原因たる事実発生後速やかに県営住宅入居承継承認申請書(様式第10号の3)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第9条の3の規定により入居の承継の承認をしたときは、県営住宅入居承継承認書(様式第10号の4)を申請者に交付するものとする。

(家賃等の納付の方法)

第7条 条例第10条第4項(条例第21条第3項及び第21条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃及び条例第24条の19において準用する条例第10条第4項の規定による駐車場使用料(条例第24条の16第1項に規定する駐車場使用料をいう。以下同じ。)の納付は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第155条の規定による口座振替の方法(以下「口座振替の方法」という。)又は同令第155条の2の規定による郵便振替(自動払込みの取扱いに関する省令(昭和57年郵政省令第6号)第1条の規定による自動払込みによるものに限る。)の方法(以下「自動払込みの方法」という。)によって納付する場合を除き、納入通知書によりなければならない。

2 家賃を口座振替の方法又は自動払込みの方法によって納付しようとする者は、県営住宅家賃口座振替(自動払込み)依頼書(様式第10号の7)を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に、県営住宅家賃納入通知書等送付依頼書(様式第10号の8)を知事に、それぞれ、提出しなければならない。

(県営住宅駐車場の暫定使用の承認)

第16条の8の2 同居者は、条例第24条の19において読み替えて準用する条例第9条の3第4項の規定により県営住宅駐車場の6月以内の使用の承認を受けようとするときは、県営住宅駐車場暫定使用承認申請書(様式第33号の2)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第24条の19において読み替えて準用する条例第9条の3第4項の規定による県営住宅駐車場の6月以内の使用の承認をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

様式第10号の4(第6条の3関係)

県営住宅入居承継承認書

第 号

様

年 月 日付けで申請のあった入居の承継については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の3第1項の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

職 氏名 印

記

略

様式第10号の4の2(第6条の3の2関係)

県営住宅暫定居住承認申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅の6月以内の居住の承認を受けたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号

氏 名

(電話)

記

入居者(名義人)氏名	
入居者(名義人)との関係	
入居者(名義人)の死亡又は退去の日	
居住を必要とする理由	

様式第10号の4(第6条の3関係)

県営住宅入居承継承認書

受 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった入居の承継については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の3第1項の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

職 氏名 印

記

略

居住を希望する者				
申請者・同居者氏名	続柄	生年月日	職業(勤務先)	収入

- 添付書類
- 1 入居者(名義人)と申請者の関係を証明する書類
 - 2 入居者の死亡又は退去の事実を証明する書類
 - 3 申請者及び同居者の収入を証明する書類

様式第10号の4の3(第6条の3の2関係)

県営住宅暫定居住承認書

第 号

様

年 月 日付で申請のあった6月以内の居住については、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の3第4項の規定により、下記のとおり承認する。

年 月 日

職 氏名 印

記

居住期間	年 月 日から 年 月 日まで
条 件	年 月 日までに退去すること

様式第10号の7(第7条関係)

県営住宅家賃口座振替依頼書

年 月 日

取扱金融機関 御中

県営住宅の家賃を口座振替の方法によって納付したいので、下記のとおり依頼します。

略

指定 預金 口座 等	略		
	ゆうちょ銀行	金融機関名	店舗名
	以外の金融機関	預金種別 1 普通 2 当座 3 その他	口座番号
	ゆうちょ	通帳記号	通帳番号

様式第10号の7(第7条関係)

県営住宅家賃口座振替(自動払込み)依頼書

年 月 日

取扱金融機関(郵便局) 御中

県営住宅の家賃を口座振替(自動払込み)の方法によって納付したいので、下記のとおり依頼します。

略

指定 預金 口座 等	略		
	金融機関	金融機関名	店舗名
	郵便局	預金種別 1 普通 2 当座 3 その他	口座番号
	郵便局	通帳記号	通帳番号

よ銀行			
口座振替開始年月	振替日		
略			
略			
口座振替事項			
1～3 略			
様式第10号の8（第7条関係）			
県営住宅家賃納入通知書等送付依頼書			
年 月 日			
職氏名 様			
県営住宅の家賃を口座振替の方法によって納付したいので、私あてに送付される納入通知書の代わりに下記の金融機関に納入通知書又は磁気テープ等を送付してください。			
略			
記			
指定	略		
預金	ゆうちょ	金融機関名	店舗名
口座	銀行以外	預金種別	口座番号
等	の金融機関	1 普通 2 当座 3 その他	
	ゆうちょ	通帳記号	通帳番号
	銀行		
口座振替開始年月	振替日	略	
略			
略			
注			
1 略			
2 この依頼書は、 <u>県営住宅家賃口座振替依頼書</u> を提出した金融機関の承諾を受けた後提出してください。			
様式第29号（第16条の2関係）			
（表）			
第 号		立入検査員証	

口座振替（自動払込み）開始年月	振替日		
略			
略			
口座振替（自動振込み）事項			
1～3 略			
様式第10号の8（第7条関係）			
県営住宅家賃納入通知書等送付依頼書			
年 月 日			
職氏名 様			
県営住宅の家賃を口座振替（自動払込み）の方法によって納付したいので、私あてに送付される納入通知書の代わりに下記の金融機関又は郵便局に納入通知書又は磁気テープ等を送付してください。			
略			
記			
指定	略		
預金	金融機関	金融機関名	店舗名
口座		預金種別	口座番号
等		1 普通 2 当座 3 その他	
	郵便局	通帳記号	通帳番号
口座振替（自動払込み）開始年月	振替日	略	
略			
略			
注			
1 略			
2 この依頼書は、 <u>県営住宅家賃口座振替（自動払込み）依頼書</u> を提出した金融機関又は郵便局の承諾を受けた後提出してください。			
様式第29号（第16条の2関係）			
（表）			
第 号		立入検査員証	

- 23 -

所属
職名
氏名

上記の者は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第23条第1項又は第3項（第24条の19において準用する場合を含む。）の規定により、県営住宅及び駐車場の検査を行うことができる職員であることを証明する。

年 月 日交付

職氏名 印

所属
職名
氏名

上記の者は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第23条第1項又は第3項（第24条の19において準用する場合を含む。）の規定により、県営住宅及び駐車場の検査を行うことができる職員であることを証明する。

年 月 日交付

鳥取県知事 印

(裏)

(裏)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（抜すい）

（住宅の検査）
第23条 略
2～4 略
5 第1項及び第3項の検査において、現に居住の用に供している県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（抜すい）

（住宅の検査）
第23条 略
2～4 略

様式第33号の2（第16条の8の2関係）

県営住宅駐車場暫定使用承認申請書

年 月 日

職 氏 名 様

駐車場区画決定番号	番
-----------	---

次のとおり駐車場の6月以内の使用の承認を受けたいので、申請します。

申 込 者 所	住 所	〒 県営住宅 棟 号	団地 氏名 印
	車を使用 する者の 氏名	申込者と の関係	

駐	駐車自動車	別紙「自動車検査証」の写しのとおり
	申込者欄の	1 所有者より購入したが名義

車 す る 自 動 車	氏名又は車 を使用する 者の氏名と 自動車検査 証の使用者 の氏名が異 なる場合 は、その理 由	変更が済んでいない。 2 同居家族の名義にしてい る。 3 購入予定(年 月 日 まで) 4 その他()
備考		
1 申込者は、暫定居住の承認申請を行う同居者 名義に限ります。		
2 次に掲げる書類を添付してください。		
(1) 自動車検査証の写し(車の所有者、車の 大きさ等を確認します。)		
(2) 県営住宅駐車場使用決定通知書		

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条、第6条及び様式第29号の改正は、公布の日から施行する。

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第88号

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則（平成17年鳥取県規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
根拠条例	減免対象行為	減免の別	減額の額	根拠条例	減免対象行為	減免の別	減額の額
略				略			
3 道路 占用条 例	(1)及び(2) 略	略	略	3 道路 占用条 例	(1)及び(2) 略 (3) 日本郵政公社が日本郵政公社法（平成14年法律第97号）第19条第1項に規定する業務の用に供するための占用	略	略
	(3) 略				(4) 略		
	(4) 略				(5) 略		
	(5) 略				(6) 略		
	(6) 略				(7) 略		
	(7) 略				(8) 略		
	(8) 略				(9) 略		
	(9) 略				(10) 略		
	(10) 略				(11) 略		
	(11) 略				(12) 略		
	(12) 略				(13) 略		
	(13) 略				(14) 略		
	(14) 略				(15) 略		
	(15) 略				(16) 略		
	(16) 略				(17) 略		
	(17) 略				(18) 略		
	(18) 略				(19) 略		
	(19) 略				(20) 略		
	(20) 略				(21) 略		

(21) 略		(22) 略	
(22) 略		(23) 略	
略		略	

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。